

平成30年度 野田市学校給食運営委員会

平成30年7月12日(木)

午前11時から

野田市立東部小学校 英語ルーム

1 開 会

2 教育長挨拶

3 委員の委嘱

4 委員の自己紹介

5 学校給食運営委員会の趣旨説明等

(1) 学校給食運営委員会設置の経緯

(2) 所掌事務等

6 議 事

副委員長の選出について

<協議事項>

(1) 平成29年度の食材費の執行状況について

(2) 給食費の未納状況および未納に対する対策について

<報告事項>

(3) 地産地消の実績及び今後の見通しについて

(4) その他

7 閉 会

野田市立東部小学校給食試食

1 平成29年度の食材費の執行状況について

(1) 平成29年度食材費全体の執行状況

【平成29年度】食材費全体予算

給食費	29年度野田産米年間補助額	増額補正 350万円
	2,192万円	
(市の米補助の合計2,542万)		

【平成29年度】食材費全体決算 67,810万円

給食費 65,087万円	未納 市立替 210万円	29年度野田産米年間補助額	余った額 29万円
		2,513万円	
(市の米補助の合計2,542万)			

平成29年度の給食食材費決算額、約6億7,810万円

支出内訳

保護者納入給食費 約6億5,297万円(未納額210万円,市の立替含)

市の野田産米補助 約 2,513万円



(米補助総額2,192万円 + 28年度執行残105万円 + 米値上り分補てん245万円)

- (平成29年度食材費29万円残)

この29万円(1校当たり単純平均8,788円、1人当たり年約21円)は、平成30年9月議会で、野田産米補助に29万円増額補正いたします。

(2) 平成30年度食材費全体計画

【平成30年度】食材費全体予算見直し

給食費 (保護者納入給食費)	30年度野田産米補助額	増額補正 29万円
	2,638万円	
(市の米補助の合計2,667万)		

予算内訳

保護者納入給食費

市の野田産米補助 約 2,638万円 + 29年度執行残 29万円 (合計2,667万円)



(米補助総額2,192万円 + 米値上り分補てん446万円)

(3) 平成29年度月別食材費(野田産米補助を除く)執行状況

	小学校	中学校
給食食材費の基準単価	253円	304円
29年度給食食材費平均	253.72円	305.31円

基準単価のプラス・マイナス3%以内で調整を図る

基準単価を上回った部分は、昨年度からの増額補正350万円に対応したものです。小中学校ともに基準単価のプラス・マイナス3%以内で適正に執行できたと考えます。

平成29年度学校別・月別食材費の1食当たり単価（野田産米補助を含まない）単位：円

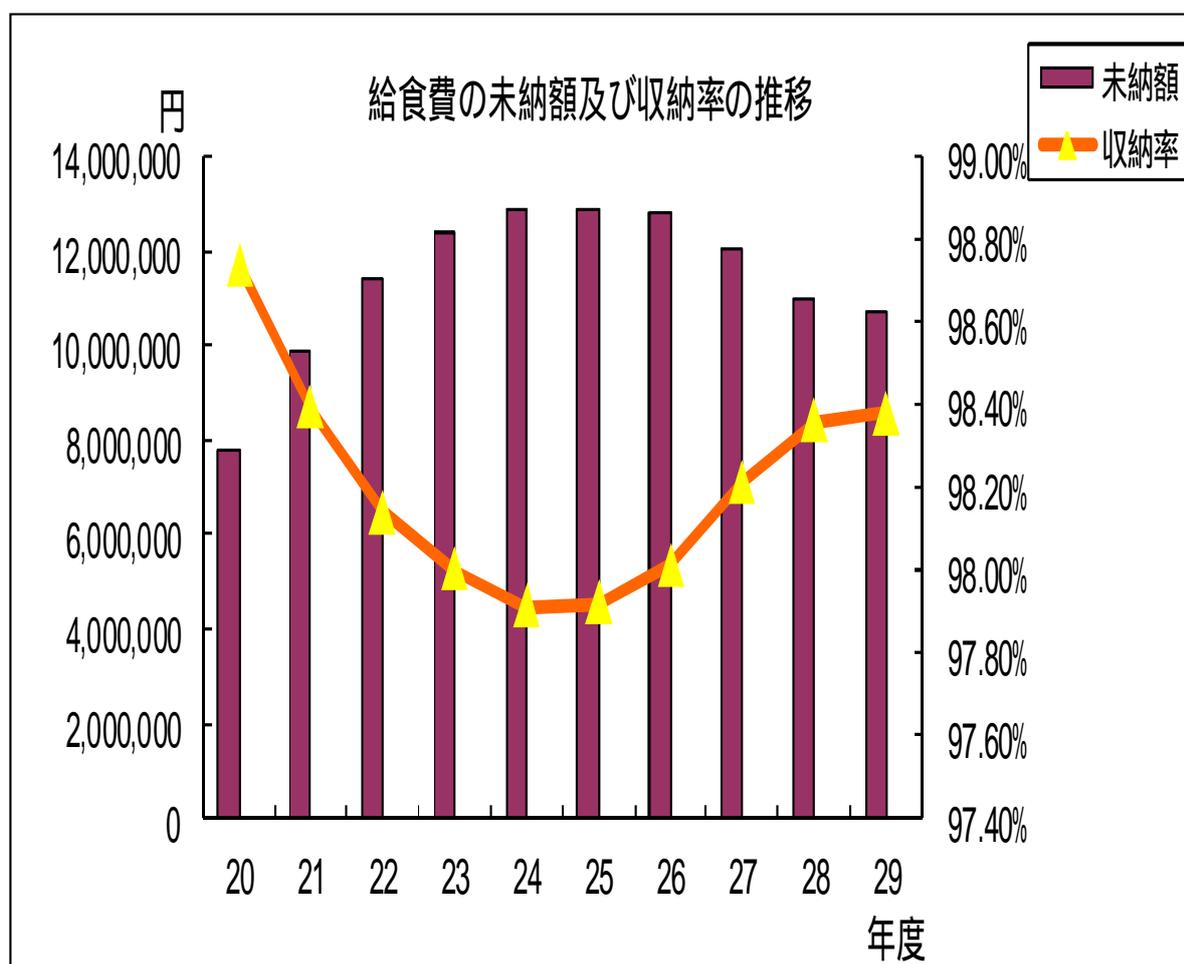
学校名		4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準	平均
東部小	単価	245.63	260.85	255.83	266.65	258.16	253.15	274.92	245.08	221.47	244.63	264.26	253	253.69
	間差	2.91	3.10	1.12	5.40	2.04	0.06	8.66	3.13	12.46	3.31	4.45		0.27
南部小	単価	257.60	253.54	262.62	258.92	248.13	239.55	246.46	267.37	256.89	246.94	249.66	253	253.43
	間差	1.82	0.21	3.80	2.34	1.92	5.32	2.58	5.68	1.54	2.40	1.32		0.17
北部小	単価	263.74	253.02	252.40	255.46	244.98	235.94	237.68	273.59	266.50	226.67	270.15	253	252.74
	間差	4.25	0.01	0.24	0.97	3.17	6.74	6.06	8.14	5.34	10.41	6.78		-0.10
福一小	単価	267.99	249.11	242.82	253.52	250.31	248.69	248.86	254.98	259.90	263.19	257.01	253	254.22
	間差	5.92	1.54	4.02	0.21	1.06	1.70	1.64	0.78	2.73	4.03	1.58		0.48
福二小	単価	265.96	251.37	251.55	241.22	254.99	240.50	233.54	253.37	262.54	247.29	281.53	253	253.08
	間差	5.12	0.64	0.57	4.66	0.79	4.94	7.69	0.15	3.77	2.26	11.28		0.03
川間小	単価	260.55	258.55	243.62	260.06	259.61	242.45	252.70	260.05	251.38	255.10	247.24	253	253.76
	間差	2.98	2.19	3.71	2.79	2.61	4.17	0.12	2.79	0.64	0.83	2.28		0.30
山崎小	単価	253.18	245.00	258.10	241.11	246.70	217.99	255.36	271.21	272.56	267.80	257.30	253	253.30
	間差	0.07	3.16	2.02	4.70	2.49	13.84	0.93	7.20	7.73	5.85	1.70		0.12
岩木小	単価	261.76	251.55	251.26	248.40	253.20	245.69	255.20	249.83	250.46	253.62	270.43	253	253.76
	間差	3.46	0.57	0.69	1.82	0.08	2.89	0.87	1.25	1.00	0.25	6.89		0.30
尾崎小	単価	257.01	251.07	251.29	251.71	256.58	234.25	252.81	259.68	252.93	259.18	267.21	253	253.97
	間差	1.58	0.76	0.68	0.51	1.42	7.41	0.08	2.64	0.03	2.44	5.62		0.39
七光台小	単価	272.07	264.73	262.89	261.64	249.00	231.61	237.62	266.42	255.89	251.28	243.57	253	254.25
	間差	7.54	4.64	3.91	3.42	1.58	8.45	6.08	5.30	1.14	0.68	3.73		0.49
二ツ塚小	単価	255.37	251.58	248.04	251.82	247.25	233.77	262.37	262.33	236.05	253.62	285.53	253	253.43
	間差	0.94	0.56	1.96	0.47	2.27	7.60	3.70	3.69	6.70	0.25	12.86		0.17
みずき小	単価	240.75	263.68	246.11	264.63	245.47	225.48	265.91	276.44	251.38	250.93	253.15	253	253.08
	間差	4.84	4.22	2.72	4.60	2.98	10.88	5.10	9.26	0.64	0.82	0.06		0.03
野田センター	単価	250.00	249.00	265.00	263.00	241.00	240.00	243.00	257.00	248.00	264.00	270.00	253	253.64
	間差	1.19	1.58	4.74	3.95	4.74	5.14	3.95	1.58	1.98	4.35	6.72		0.25
関宿センター	単価	253.00	257.00	247.00	249.00	251.00	246.00	250.00	266.00	249.00	250.00	295.00	253	255.73
	間差	0.00	1.58	2.37	1.58	0.79	2.77	1.19	5.14	1.58	1.19	16.60		1.08
東部中	単価	323.40	312.87	328.25	292.70	303.53	298.31	311.55	315.42	292.18	276.20	281.74	304	303.29
	間差	6.38	2.92	7.98	3.72	0.15	1.87	2.48	3.76	3.89	9.14	7.32		-0.23
南部中	単価	304.92	312.21	293.22	288.78	296.08	289.49	323.42	335.64	326.75	319.12	282.01	304	306.51
	間差	0.30	2.70	3.55	5.01	2.61	4.77	6.39	10.41	7.48	4.97	7.23		0.83
北部中	単価	306.62	316.91	296.93	318.35	302.80	290.38	298.67	312.07	314.52	306.51	291.28	304	305.00
	間差	0.86	4.25	2.33	4.72	0.39	4.48	1.75	2.65	3.46	0.83	4.18		0.33
福田中	単価	308.87	298.67	300.12	295.32	306.40	286.88	304.07	317.14	290.43	310.58	337.45	304	305.08
	間差	1.60	1.75	1.28	2.86	0.79	5.63	0.02	4.32	4.46	2.16	11.00		0.36
川間中	単価	302.76	302.30	304.11	299.08	305.79	294.62	304.68	310.33	305.30	312.57	310.64	304	304.74
	間差	0.41	0.56	0.04	1.62	0.59	3.09	0.22	2.08	0.43	2.82	2.18		0.24
岩名中	単価	325.68	285.56	294.08	319.70	298.94	279.06	307.25	327.25	309.16	316.48	295.17	304	305.30
	間差	7.13	6.07	3.26	5.16	1.66	8.20	1.07	7.65	1.70	4.11	2.90		0.43
野田センター	単価	300.00	300.00	318.00	316.00	290.00	288.00	291.00	309.00	299.00	317.00	324.00	304	304.73
	間差	1.32	1.32	4.61	3.95	4.61	5.26	4.28	1.64	1.64	4.28	6.58		0.24
関宿センター	単価	309.00	309.00	297.00	299.00	302.00	296.00	300.00	320.00	299.00	301.00	354.00	304	307.82
	間差	1.64	1.64	2.30	1.64	0.66	2.63	1.32	5.26	1.64	0.99	16.45		1.26

網掛けは、基準単価（小253円、中304円）の±3%の幅を超えたものは基準単価のマイナスとなったもの

2 給食費の未納状況および未納に対する対策について

(1) 給食費未納額等の推移

年度	給食費全体（平成29年度分+過去の滞納分）			
	納めるべき金額	未納額	未納額前年度比	収納率
20	617,310,360	7,785,348	1,364,541	98.74%
21	616,237,354	9,909,018	2,123,670	98.39%
22	615,283,084	11,417,775	1,508,757	98.14%
23	621,509,361	12,403,761	985,986	98.00%
24	618,930,022	12,915,018	511,257	97.91%
25	619,712,967	12,895,211	19,807	97.92%
26	645,472,489	12,844,993	50,218	98.01%
27	676,415,177	12,086,962	758,031	98.21%
28	672,261,372	11,008,763	1,078,199	98.36%
29	663,976,253	10,727,753	281,010	98.38%



(2) 給食費未納に対する対策について

現状の滞納対策

ア 学校での取り組み（各校の状況に応じて、随時実施）

- ・保護者会等での説明
- ・学校及び学年便りを通じた依頼
- ・保護者への電話及び手紙での督促
- ・学級担任等による家庭訪問
- ・小中学校間の情報交換
- ・集金方法の工夫（手集金）
中央小、宮崎小、柳沢小、みずき小、第一中、第二中、東部中、川間中、木間ヶ瀬中、二川中（4・5月のみ）の10校で実施。
- ・児童手当から直接引き落とす申出書の提出の依頼

イ 教育委員会での取り組み

- ・給食申込みの実施（4月）
- ・電話による督促（随時）
- ・臨戸徴収の実施（6月下旬、11月下旬、2月頃、その他随時）
- ・督促文書の発送（10月下旬、12月下旬等）
- ・児童手当から直接引き落とす申出書の提出の依頼
- ・法的措置の実施
（悪質滞納者に対する法的措置として、学校給食運営委員会で協議の上、実施）

ウ 児童手当からの徴収額推移

（児童手当から徴収することができた徴収件数及び徴収金額）

年度	徴収件数	徴収金額	給食費全体に対する割合
平成25年度	25件	956,888円	0.15%
平成26年度	31件	1,334,824円	0.21%
平成27年度	34件	1,492,364円	0.22%
平成28年度	56件	1,753,055円	0.26%
平成29年度	74件	1,582,004円	0.24%

徴収件数は、昨年度より18件増加しました。平成25年度の25件から比べると、平成29年度は74件と3倍近くの増加が見られます。児童手当からの徴収制度が定着がしてきたといえます。

平成30年度は、5、6月の児童手当引き落としとして、約78万円が徴収済みです。
今年度は、更に約31万円が徴収予定です。

エ 給食費滞納者の状況

平成29年度末までの滞納分は、123世帯で、約862万円です。
世帯数を単位として、この滞納額を区分すると次表のとおり。

滞納額区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1円以上～10,000円未満	18	17	16
10,000円～50,000円	70	59	48
50,000円～100,000円	39	29	34
100,000円～200,000円	13	17	15
200,000円～300,000円	3	7	7
300,000円以上	5	3	3
合計	148	132	123

平成30年度6月における滞納額10万円以上の世帯は25世帯です。
25世帯の督促状況は次表のとおりです。

(平成30年6月現在)

督促状況	該当世帯数(25世帯)
部分納付を行った	14世帯
野田市に住民登録がない、または詳細不明	7世帯
生活保護・準要保護等の適用を受けた	4世帯

- ・平成30年度は、法的措置の対象となりうる支払督促対象者はいません。
- ・平成29年度、学校給食運営委員会で審議された法的措置の対象3件については、いずれもその後一部納入があり、法的措置は行っていません。

今後の滞納対策

ア 児童手当からの徴収における対象条件の変更について

- ・未納対策の一環として、より児童手当からの徴収を行いやすくするため。

(現在)

児童手当から徴収対象については「児童手当による野田市滞納給食費徴収実施要領」及び「学校給食申込書」に「3か月以上未納となった場合」と明記。



(今後)

児童手当から徴収対象については「滞納給食費がある場合」と変更。

イ 学校給食費の督促方法の見直しについて

- ・悪質な滞納者からの徴収率を上げるため。

(現在)

悪質な滞納者に対して、教育委員会で督促を行う。



(今後)

教育委員会からの臨戸徴収や催告書の送付に対し、何の反応も示さない悪質な滞納者への督促を一部法律事務所に委託する。

滞納者は、専門的な知識を有する法律事務所との相談が可能となります。

ただし、長期疾病や不慮の災害、昨年度又は今年度において、生活保護又は準要保護の適用を受けた者、その他やむを得ない特別の事情があると認められる場合は、対象としません。

給食運営委員会当日、別添資料配付します。

3 地産地消の実績及び今後の見通しについて

(1) 野田産ブランド米の導入

- ・酢を使って生産した特別栽培米の「黒酢米」及び有機肥料・減農薬で生産した「江川米」を購入し、安全安心な米飯給食を実施します。
- ・「玄米黒酢農法米」を発芽玄米に加工し、月に2回以上学校給食で提供します。
- ・昨年度、各学校のPTA給食試食会で、農政課とタイアップして「野田産米 ×クイズ」を実施し、クイズの上位入賞者には、黒酢米を賞品として配付しました。今年度も実施します。

(2) 地元農家から学校給食への野菜の供給

給食では、学校や地域の実態に応じて、地元産の野菜の活用を進めています。

平成28・29年度の地元農家からの購入状況 (単位：kg)

	販売者 敬称略 (生産地)	納入品目例	購入施設	年間購入量	
				28年度	29年度
1	遠藤 農園 (鶴奉)	ほうれん草 小松菜・枝豆	東部小、東部中 川間小、尾崎小、 南部中	24,148	18,456
2	北農クラブ (五木)	ほうれん草・小松菜・ キャベツ・ジャガイ モ・キュウリ・生姜・ 玉葱・人参・ナス・枝 豆	北部小、岩木小 七光台小、北部中 川間中、岩名中	17,948	16,807
3	4Hクラブ (鶴奉)(岡田) (三ヶ尾)(船形) (木間ヶ瀬)	大根・人参・長ネギ・ キュウリ・ジャガイモ キャベツ・ナス・白菜	野田セカ 関宿セカ	36,110	15,148

4	石山 まゆみ (木野崎)	ほうれん草 ネギ	南部小、福一小 山崎小、二ツ塚小 みずき小、南部中 福田中	3,784	3,124
5	根本 和雄 (三ツ堀)	白菜・小松菜・長ネギ キャベツ・ジャガイモ	東部小、福一小 二ツ塚小	218	382
6	坂巻農園 (西三ヶ尾)	ほうれん草・大根・長 ネギ・	南部小		330
7	金剛寺みち子 (西三ヶ尾)	白菜・小松菜・枝豆・ ナス・ キュウリ・とうもろこ し・トマト キャベツ・ジャガイ モ・玉ねぎ	福二小	274	283
8	瀬能淳矢 (船形)	ブロッコリー	七光台小、川間小、 川間中		166
9	篠崎 達夫 (鶴奉)	三つ葉	東部小	22	28
	計			82,504	54,724

平成29年、6月19日の食育の日に、市内の全ての小中学校で、野田産のナスと枝豆、黒酢米の発芽玄米を使った給食を実施しました。

11月の「ちばの食育月間」では、11月24日に「～見つかるのだ！食べるのだ！～ のだの恵みを味わう食育の日」として、市内の全ての小中学校で、野田産のほうれん草や長ネギのほか、黒酢米、黒酢米の発芽玄米、白菜、キャベツ、さくらポーク、鶏卵、もろみなど、野田の食材を取り入れた給食を実施しました。12月12日付け野田市報でも紹介されました。

今後は、市内全体に産直野菜をバランスよく供給できる仕組みを検討し、農政課等と連携して地産地消や食育の充実を図ります。

4 その他

(1) センター給食の食材費補助について

平成30年度からセンター給食の一層の充実を図るために、パンの包装代分(1人年間574円)を補助しています。

(2) 学校給食放射能検査について

食材検査は次の ・ ・ の内容で実施しています。

市場に流通していない地場産食材(学校給食農家登録をしている食材22種類)

みつば、長ネギ、ほうれん草、人参、大根、枝豆、じゃがいも、きゅうり、なす、トマト、里芋、白菜、玉ネギ、小松菜、空豆、かぼちゃ、さつまいも、かぶ、とうもろこし、しょうが、ピーマン、青梗菜等

季節や取り扱い農家数により13検体から28検体の検査を実施します。

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等のある食材

(使用する可能性がある食材 18種類)

ほうれん草、小松菜、水菜、チンゲン菜、キャベツ、ハクサイ、ブロッコリー、カリフラワー、カブ、たけのこ、くり、しいたけ、ナメコ、フキ、ゼンマイ、ワラビ、ユズ、キウイ

実際に検査する際は加工品の場合もあります。

これら市場に流通していない地場産食材及び出荷制限のある食材を月に1回検査し、検査結果は、市のホームページに掲載します。

学校菜園等で収穫した食材(臨時的に対応)

(3) 北部小、七光台小の親子方式について

平成23年度より、北部小の給食の一部を七光台小で調理し、平成30年度は3年生3学級分について実施しています。

(別添) 今後の滞納対策

ア 児童手当からの徴収における対象条件の変更について

野田市では、平成25年度より「児童手当による野田市滞納給食費徴収実施要領」に基づき、『滞納給食費が3か月以上ある者』を対象とし、児童手当からの給食費の徴収を実施してまいりました。

今後、次のとおり児童手当からの徴収対象者について変更することで、改善しようとするものです。

【現状】 対象者 『滞納給食費が3か月以上ある者』



【変更後】 対象者 『滞納給食費がある者』

- 効果
- ・学校現場においては、3か月分の滞納を待つことがなくなるため、徴収事務の煩雑を防ぐことができる。
 - ・保護者においては、早い時期から児童手当での支払いができるので、滞納の可能性が減る。
- 学校及び教育委員会は、あくまでも、滞納者(対象者)の滞納状況を見極め、保護者への納付相談を実施したうえで、申出書の提出をお願いして参ります。

イ 学校給食費の督促方法の見直しについて

野田市では、悪質な滞納者に対して、法的措置を念頭に入れた徴収事務を行っております。今年度法的措置対象者はおりませんが、現実には少しの分納で法的措置が回避されている家庭もあり、教育委員会の職員のみでは、なかなか徴収が進まない状況があります。そこで、法律の専門家による丁寧な納付交渉をすすめることで、徴収業務が円滑に進むのではと考え、一部の悪質滞納者への督促を法律事務所へ委託することを検討したい。

< 予想される効果 >

- ・法律に基づいた丁寧な交渉により納付に結び付けることができる。

< 留意事項 >

- ・民間へ委託することで、個人情報の漏洩はないか。
法律事務所との委託契約に際しては、野田市個人情報保護条例に基づいた内容だと考えております。
- ・督促に関して、強引な取り立てはないか。
学校や教育委員会が督促を行う際も、債務者の資力を踏まえ、配慮して行っております。法律事務所に委託する場合も、同じように債務者の立場に配慮した丁寧な対応を行なうようにいたします。
書面督促文書や電話督促の内容等についても法律事務所と事前によく協議し精神的な不安をあおるようなことがないように進めます。
- ・子どもに何らかの影響はないか。
高圧的で執拗な取り立てや、近所の目を心配するような事態が起きることのないよう配慮します。
あくまで、依頼者・債務者両方の立場に立った対応を丁寧に行うように進めます。

悪質滞納者とは

- ・滞納額が10万円以上の者
- ・催告書等の送付、臨戸等による納付指導及び通告書の送付にもかかわらず、前年度及び現年度において、過年度分滞納金の納付も納付誓約書等の提出もない者又は納付誓約書を提出したにもかかわらず、履行しない者
- ・長期疾病や不慮の災害、昨年度又は今年度において、生活保護又は準要保護の適用を受けた者、その他やむを得ない特別の事情があると認められる場合は、裁判所による支払督促申立ての対象としないことができるものとする。